

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、金152万9700円及びこれに対する本訴状到達の日の翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

原告は、かばん類、袋物等及びアクセサリー類の製造、販売を業とするフランス国の法人である。

第2 原告の商標権

- 1 原告は、別紙標章目録（一）記載の標章（以下、「本件標章（一）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（1）」という）を有するものである。

（1）商標登録番号 第1392721号

出願年月日 昭和48年3月14日

出願番号 昭48—045413号

出願公告年月日 昭和53年12月4日

出願公告番号 昭53—030641号

商品の区分 第21類

指定商品 装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉及びその模造品、造花、化粧用具

登録年月日 昭和 5 4 年 9 月 2 8 日

更新年月日 平成 1 1 年 1 1 月 2 日

2 原告は、別紙標章目録（二）記載の標章（以下、「本件標章（二）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（2）」という）を有するものである。

（2）商標登録番号 第 1 4 1 9 8 8 3 号

出願年月日 昭和 5 1 年 2 月 4 日

出願番号 昭 5 1—0 0 4 9 5 4 号

出願公告年月日 昭和 5 4 年 1 0 月 2 5 日

出願公告番号 昭 5 4—0 3 7 1 7 0 号

商品の区分 第 2 1 類

指定商品 装身具，ボタン類，かばん類，袋物，宝玉及びその模
造品，造花，化粧用具

登録年月日 昭和 5 5 年 6 月 2 7 日

更新年月日 平成 1 2 年 7 月 1 1 日

3 原告は、別紙標章目録（三）記載の標章（以下、「本件標章（三）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（3）」という）を有するものである。

（3）商標登録番号 第 1 4 4 6 7 7 3 号

出願年月日 昭和 5 1 年 1 1 月 9 日

出願番号 昭和 5 1—0 7 5 2 4 8

出願公告年月日 昭和 5 5 年 5 月 1 5 日

出願公告番号 昭 5 5—0 1 9 7 5 1

商品の区分 新第 1 8 類（書換後）

指定商品	かばん類，袋物、携帯用化粧道具入れ
登録年月日	昭和 5 5 年 1 2 月 2 5 日
更新年月日	平成 1 3 年 6 月 2 0 日

- 4 原告は、別紙標章目録（四）記載の標章（以下、「本件標章（四）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（４）」という）を有するものである。

（４）商標登録番号	第 2 4 1 2 9 2 3 号
出願年月日	平成 1 年 1 1 月 2 4 日
出願番号	平 0 1—1 3 2 7 5 0
出願公告年月日	平成 3 年 8 月 2 1 日
出願公告番号	平 0 3—0 7 1 8 1 7
商品の区分	第 2 1 類
指定商品	かばん類，その他本類に属する商品
登録年月日	平成 4 年 5 月 2 9 日

- 5 原告は、別紙標章目録（五）記載の標章（以下、「本件標章（五）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（５）」という）を有するものである。

（５）商標登録番号	第 1 7 5 3 3 7 2 号
出願年月日	昭和 5 7 年 1 2 月 8 日
出願番号	昭 5 7—1 0 7 5 3 9
出願公告年月日	昭和 5 9 年 7 月 2 5 日
出願公告番号	昭 5 9—0 5 1 1 1 2
商品の区分	第 2 5 類

指定商品	紙類, 文房具類
登録年月日	昭和60年3月25日
更新年月日	平成7年12月25日

6 原告は、別紙標章目録（六）記載の標章（以下、「本件標章（六）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（六）」という）を有するものである。

（六）商標登録番号	第1779465号
出願年月日	昭和57年12月8日
出願番号	昭57―107543
出願公告年月日	昭和59年10月31日
出願公告番号	昭59―081190
商品の区分	第25類
指定商品	紙類, 文房具類
登録年月日	昭和60年6月25日
更新年月日	平成8年1月30日

7 原告は、別紙標章目録（七）記載の標章（以下、「本件標章（七）」という）について、下記の商標権（以下、「本件商標権（七）」という）を有するものである。

（七）商標登録番号	第1789272号
出願年月日	昭和57年12月8日
出願番号	昭57―107546
出願公告年月日	昭和59年11月21日
出願公告番号	昭59―089381
商品の区分	第25類

指定商品	紙類，文房具類
登録年月日	昭和60年7月29日
更新年月日	平成8年1月30日

第3 本件標章（一）ないし（七）の周知性，著名性

原告が，本件標章（一）ないし（七）を用いて製造，販売する商品は，一般的に「ルイ・ヴィトン」と呼ばれ，世界の超一流ブランドとして国際的に著名であり，日本においても周知の域を超え，極めて著名である。

- 1 原告の本件標章（一）ないし（三）及び（五）ないし（七）は，極めて著名であり，この表示は遅くとも昭和52年当初には日本において広く認識されている。
- 2 原告の本件標章（四）も，極めて著名であり，この表示は遅くとも平成3年当初には日本において広く認識されている。

第4 被告の商標権侵害行為・不正競争行為

- 1 被告は，少なくとも平成11年1月ころから同年8月ころの間に，原告の商品であることを表示する本件標章（一）ないし（四）に類似するものを使用した原告の商品に類似する偽造かばん類（以下「偽ルイ・ヴィトン・ヴィトンかばん」という。）及び（五）ないし（七）に類似するものを使用した原告の商品に類似する手帳（以下「偽ルイ・ヴィトン手帳」という。）を東京都八王子市高尾町2264番地所在の「大東京」と称する店舗において第三者に販売し，原告の本件商標権（1）ないし（7）を侵害するとともに，原告の商品と混同を生ぜしめる行為をした。

2 また被告は、少なくとも平成11年4月ころから同年9月頃の間、偽ルイ・ヴィトン・ヴィトンかばん及び偽ルイ・ヴィトン手帳を訴外平岩亮雄に販売し、原告の本件商標（1）ないし（7）を侵害するとともに、原告の商品と混同を生ぜしめる行為をした。

3 このように、被告が、本件標章に類似した被告標章を付した上記偽造商品（以下、これら偽造商品を総称して「偽造ルイ・ヴィトン商品」という）を仕入れて販売したこと自体、原告の名声を利用して原告の商品と混同を生ぜしめる意図であったといえる。

第5 原告の損害

1 原告の受けた被告の利益相当額の損害 合計32万9700円

被告は、前記第4記載の偽造ルイ・ヴィトン商品の販売により少なくとも合計32万97000円の利益を得た。そこで、商標法38条1項、不正競争防止法5条1項に基づき、上記32万9700円が原告の損害である。

2 信用毀損による無形損害 金100万円

フランス国法人ルイ・ヴィトンは、1854年に、世界で最初の旅行鞆店としてパリに設立された。以来、極めて堅牢なファッション性に富む高級かばん類、袋物類、その他のアクセサリ製品を販売し、1896年（明治29年）に偽造防止のために識別力を持たせるべく特異な構成をとって本件標章（二）ないし（四）及び（六）（七）を作成し、同標章は、社名を冠する本件標章（一）（五）とともに世間一般に広く浸透している。その後、平成5年9月6日に至り、上記ルイ・ヴィトンから原告に対して、本件商標権（1）ないし（7）が譲渡された。

原告が、他社に商標権をライセンスしたり、日本、韓国、シンガポール、香港等において商品を製造していないことは業者間において知られており、フラ

ンスにおいて製造した原告製品のみを原告の日本における子会社が直輸入し、これを子会社の直営店10店及びその他限定された35店において販売し、もって品質の向上に務め、本件標章の信用維持に努めている。

本件標章は原告の長年にわたる企業努力により世界的に著名な標章になり、日本国内において、取引者、需要者間で広く認識され、強力な顧客吸引力を取得した著名標章である。

原告は品位を大切にして商品イメージ維持のための広告はしても、通常の販売を促進するだけの広告はせず、またバーゲンセールをしないので、原告製品の需要者間における信頼は厚い。

このような原告にとって、被告の本件侵害行為のように偽商品を安売りされると、原告の顧客に対する信用が毀損され、これにより原告が無形の損害を被ることは明らかである。

ちなみに、現今では、ルイ・ヴィトン製品に関しては、日本国内におけるその偽造は極めて稀で、偽造品の動向は外国なかんずく韓国からの偽造品の輸入による国内販売へと変動した。偽造品販売業者は、韓国製の偽ルイ・ヴィトンかばん類などを安価に仕入れて持ち帰る等して一般消費者に転売し、もって利益を上げる侵害行為がなされている。偽造営業行為は模倣性が強く、被告の行為は、さらに同種の犯罪を誘発し、原告の一流ブランドとしての信用と原告製品に対する信用を著しく毀損している。

以上の次第であるので、原告が築いてきた一流ブランドとしての名声、原告商品に対する信頼が、被告の右行為により低下させられた原告の被害は甚大であり、これによる無形損害は少なくとも金100万円を下回らない。

3 弁護士費用 20万円

原告は、本件紛争解決のため、代理人弁護士に対して訴訟委任を行い、その報酬として金20万円の支払を約した。

第6 結 論

よって、被告は、原告に対し、前記各原因により、商標法37条1号、38条1項、民法709条並びに不正競争防止法2条1項2号（予備的に同項1号）、4条、5条1項に基づいて、前記第5-1の損害金32万9700円、同2の損害金100万円、同3の損害金20万円の計152万9700円とこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務があるので、原告はその支払を求める。

証 拠 方 法

甲第1号証	商標登録番号第1392721号の商標の商標公報
甲第2号証	同号の商標登録原簿
甲第3号証	商標登録番号第1419883号の商標の商標公報
甲第4号証	同号の商標登録原簿
甲第5号証	商標登録番号第1446773号の商標の商標公報
甲第6号証	同号の商標登録原簿
甲第7号証	商標登録番号第2412923号の商標の商標公報
甲第8号証	同号の商標登録原簿
甲第9号証	商標登録番号第1753372号の商標の商標公報
甲第10号証	同号の商標登録原簿
甲第11号証	商標登録番号第1779465号の商標の商標公報
甲第12号証	同号の商標登録原簿
甲第13号証	商標登録番号第1789272号の商標の商標公報
甲第14号証	同号の商標登録原簿

添 付 書 類

- | | |
|-------------|-------|
| 1 甲号証（写し） | 各 1 通 |
| 1 委任状・資格証明書 | 1 通 |

以 上

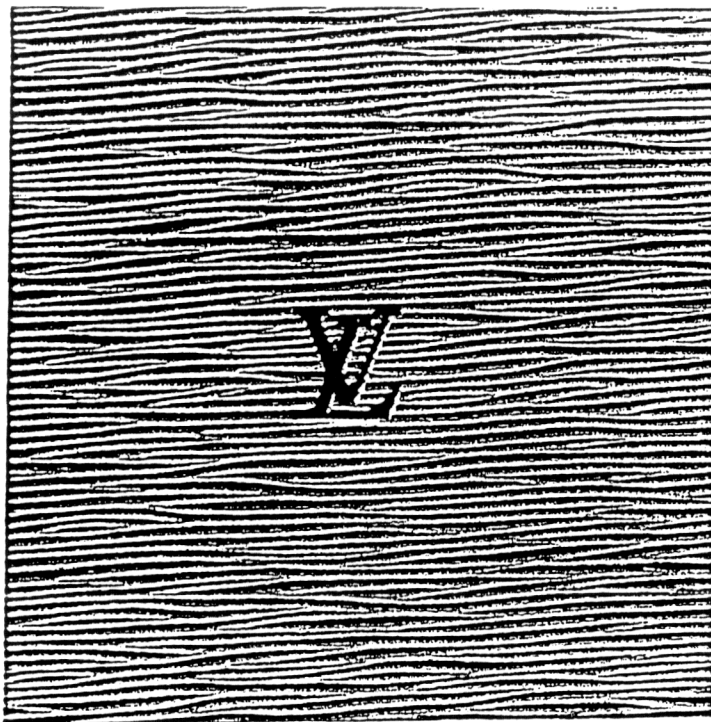
別紙（一）

LOUIS VUITTON

別紙（二）



別紙（四）



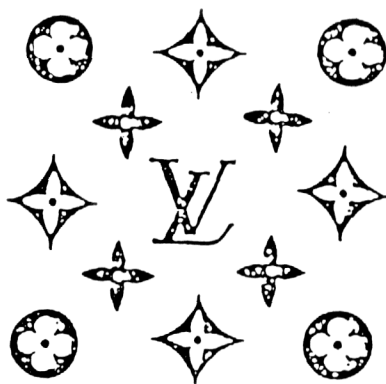
別紙（五）

LOUIS VUITTON

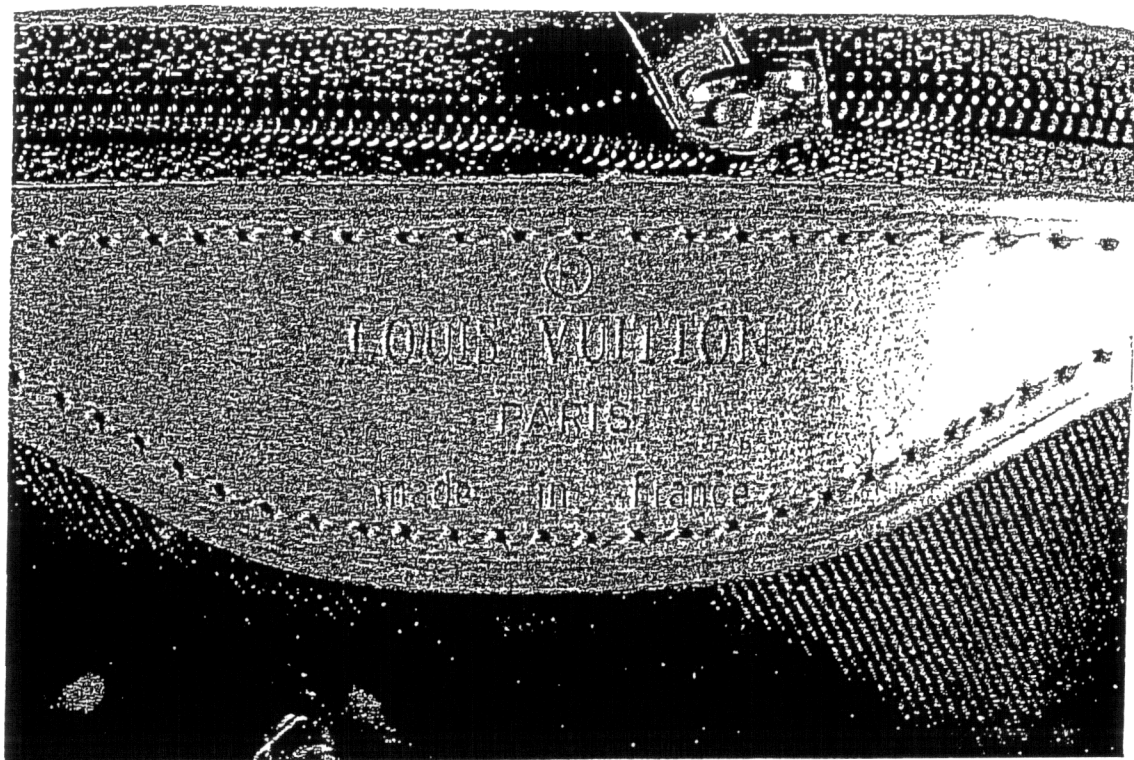
別紙（六）



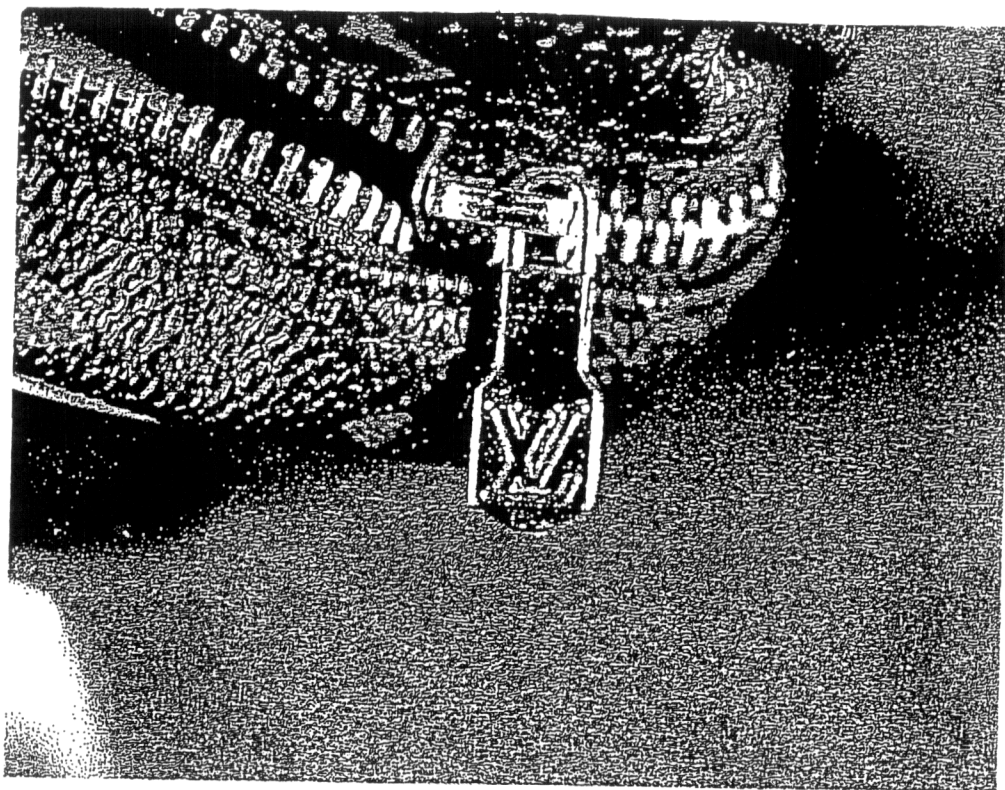
別紙（七）



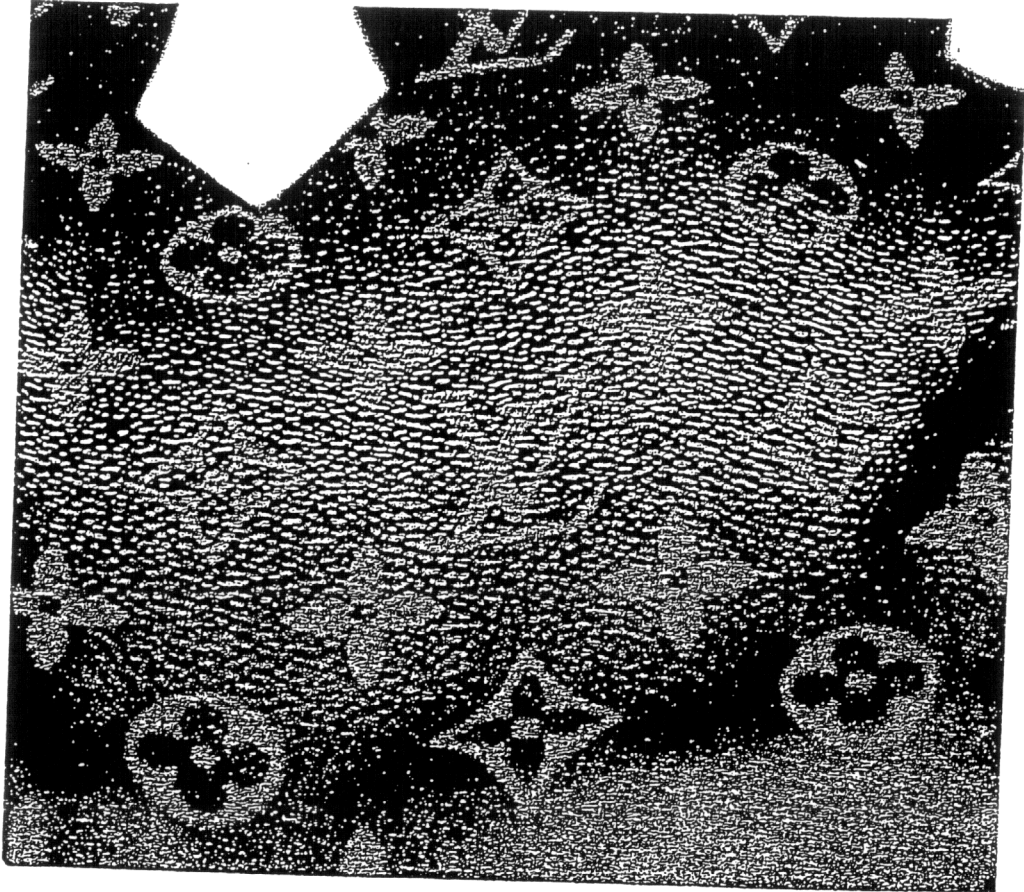
被告商標目錄（一）



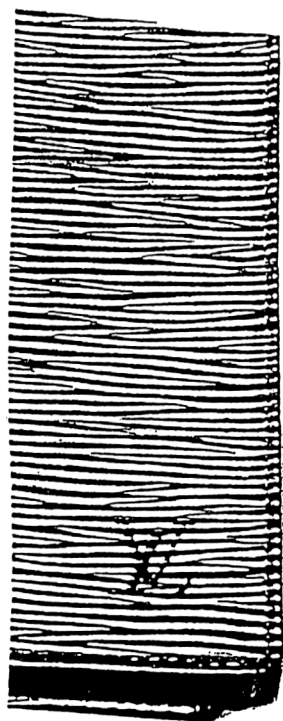
被告商標目錄（二）



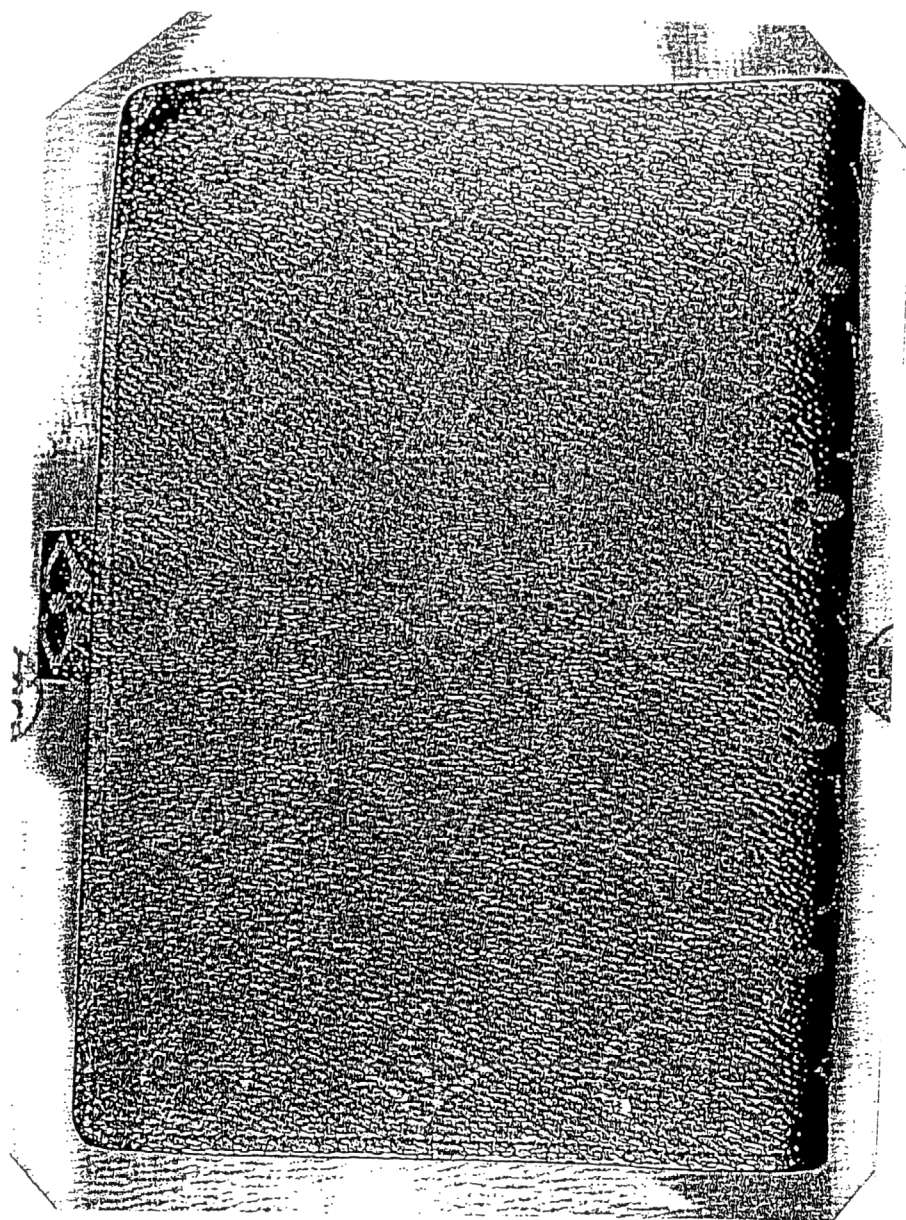
被告商標目錄（三）



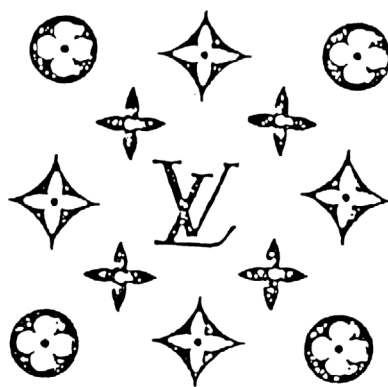
被告標章目錄（四）



被告商標目錄（七）



別紙（三）



平成14年（ワ）第252号 損害賠償請求事件
原告 ルイ・ヴィトン・マルチエ
被告

訂 正 書

平成14年3月4日

東京地方裁判所民事第46部 御中

原告代理人弁護士 二 宮 麻 里 子

第1 請求原因第4－1の記載について

被告が販売していた偽装かばん類・偽造手帳に使用されていた商標は、別紙被告商標目録（一）から（七）のとおりであり、当外商標は、本件商標（一）から（七）に類似している。

第2 請求原因第五－1の記載について

本件請求の根拠条文を商標法38条1項から同法38条2項に変更いたします。

